

東日本大震災に伴う 23 年度地方税法改正による 固定資産税・都市計画税の軽減措置のお知らせ

平成 23 年度地方税法の改正により、東日本大震災に伴う固定資産税及び都市計画税の軽減措置を適用することとされましたので、お知らせします。

横浜市内の資産については、裏面に掲載しました各区役所税務課にお問合せください。

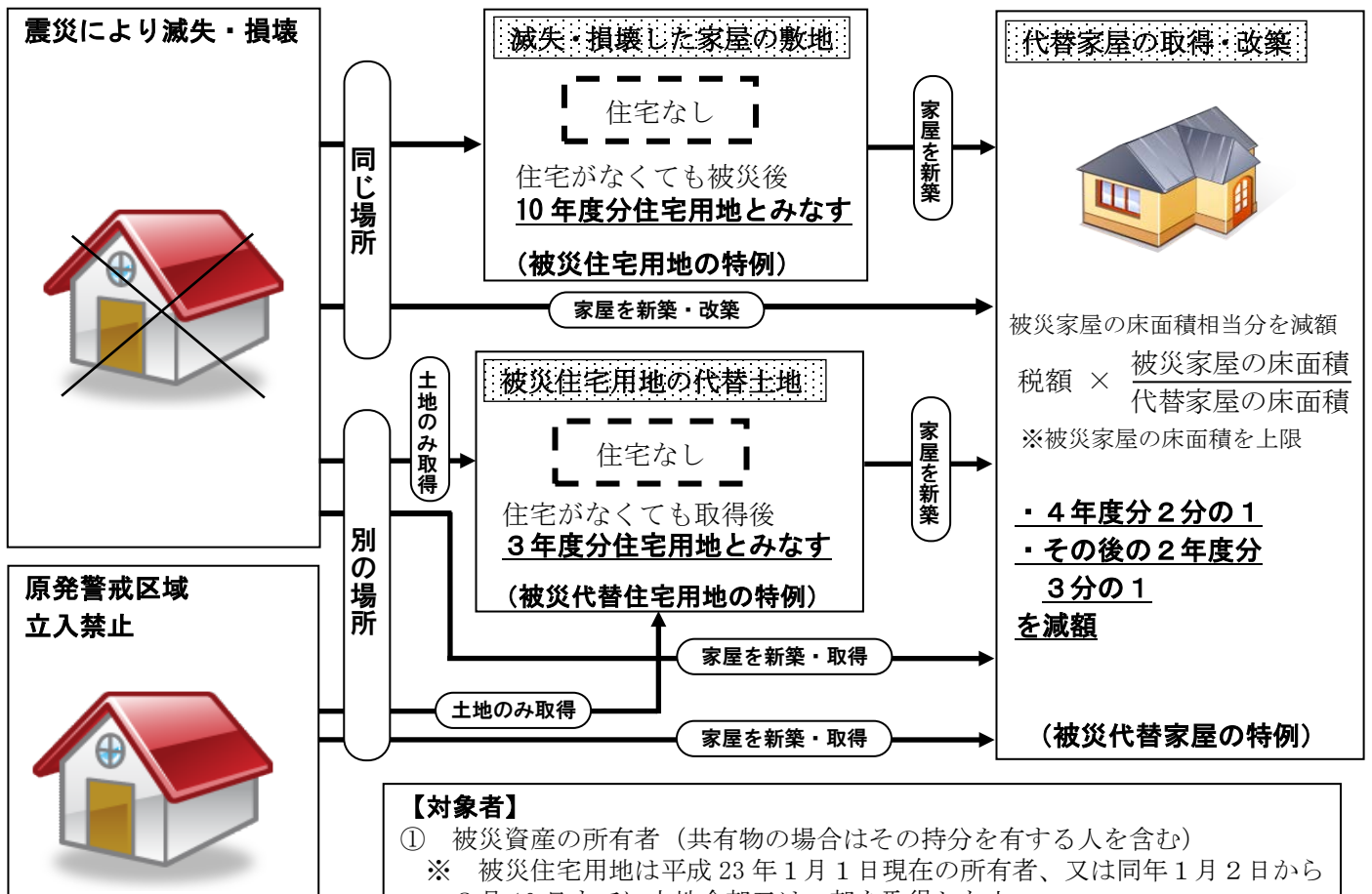
このほか被災地で課税される固定資産税等についても、他の軽減措置に係る改正がありました。詳しくは資産の所在する市町村にお問合せください。

■ 軽減措置の概要

- 被災住宅用地** 東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地について、平成 24 年度から平成 33 年度まで住宅用地※とみなされます。
- 被災代替住宅用地** 被災住宅用地の所有者等が被災住宅用地の代替土地を平成 33 年 3 月 31 日までに取得した場合、代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後 3 年度分、住宅用地※とみなされます。
- 被災代替家屋** 被災家屋の所有者等が被災家屋に代わる家屋を平成 33 年 3 月 31 日までに取得又は改築した場合、被災代替家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 が減額されます。
- 原発代替資産** 原子力災害による避難指示区域内資産について、避難指示区域設定日から解除した一定期間を経過した日までに上記 2、3 と同様に代替資産を取得した場合もみなす住宅用地・家屋の減額が適用されます。

※住宅用地とは、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地について、その面積によって、小規模住宅用地と一般住宅用地に区分され、税の軽減がされています。

■ 軽減措置の適用イメージ



固定資産税・都市計画税に関するお問い合わせ先

各区担当部署	電話番号(045)	各区担当部署	電話番号(045)
鶴見区税務課土地担当	510-1725	金沢区税務課土地担当	788-7749
家屋担当	510-1729	家屋担当	788-7754
神奈川区税務課土地担当	411-7051	港北区税務課土地担当	540-2277
家屋担当	411-7054	家屋担当	540-2281
西区税務課土地担当	320-8349	緑区税務課土地担当	930-2268
家屋担当	320-8354	家屋担当	930-2274
中区税務課土地担当	224-8201	青葉区税務課土地担当	978-2248
家屋担当	224-8204	家屋担当	978-2254
南区税務課土地担当	743-8150	都筑区税務課土地担当	948-2265
家屋担当	743-8154	家屋担当	948-2270
港南区税務課土地担当	847-8360	戸塚区税務課土地担当	866-8361
家屋担当	847-8365	家屋担当	866-8369
保土ヶ谷区税務課土地担当	334-6250	栄区税務課土地担当	894-8361
家屋担当	334-6254	家屋担当	894-8365
旭区税務課土地担当	954-6047	泉区税務課土地担当	800-2361
家屋担当	954-6053	家屋担当	800-2365
磯子区税務課土地担当	750-2361	瀬谷区税務課土地担当	367-5661
家屋担当	750-2365	家屋担当	367-5665
横浜市財政局主税部税務課固定資産税担当		671-2258~2260	

県税・国税に関するお問い合わせ先

東日本大震災への税制上のお問い合わせ先は下記のところになります。

【不動産取得税】

名称	管轄区域	電話番号(045)
神奈川県税事務所	鶴見区、神奈川区、港北区	321-5741
横浜市税事務所	西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	651-1471
戸塚県税事務所	南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	881-3911
緑県税事務所	緑区、青葉区、都筑区	973-1911

・神奈川県ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

【国税（相続税・贈与税等）】

名称	管轄区域	電話番号(045)
鶴見税務署	鶴見区	521-7141
横浜中税務署	西区、中区	651-1321
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	331-1281
横浜南税務署	南区、港南区、磯子区、金沢区	789-3731
神奈川税務署	神奈川区、港北区	544-0141
戸塚税務署	戸塚区、栄区、泉区	863-0011
緑税務署	緑区、青葉区、都筑区	972-7771

・国税庁ホームページ「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」をご覧ください。